

埼玉県移送サービスネットワーク 代表 笹沼和利

『交通』と『福祉』が重なる現場の方々へ

高齢者の移動手段を 確保するための制度・事業モデル パンフレット

このパンフレットは、高齢者の移動手段を確保するために必要となる福祉や交通の制度、事業モデルについて解説したものです。

自家用有償運送や「許可・登録を要しない輸送」など、さまざまなしくみについて、事業モデルと合わせて紹介しています。



なるほど！介護保険制度と移動支援サービス

移動支援サービスを検討するときに、介護保険制度との連携を考えることで、運営費などについて補助（助成）を受けられることがあります。介護保険制度のうち、市町村の実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に、高齢者の移動支援に係るサービス類型があります。

介護保険事業から補助（助成）が受けられるの？

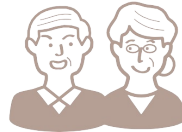
「介護予防・日常生活支援総合事業」（単に総合事業と呼ぶこともあります）とは、高齢者の生活支援の充実、支え合いの体制づくりなどを旨として、各市町村が実施する取り組みです。

移動支援サービスの利用者に要支援者が多いようでしたら、この「介護予防・日常生活支援総合事業」から助成を受けられないか、市役所の福祉部に相談してみましょう。

市町村ごとに取り組みが
違います



介護手前の人たちを支える
しくみのよね



介護予防・日常生活支援総合事業って？

この「介護予防・日常生活支援総合事業」は、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業の2つから成り立っています。

「移動支援サービス」は、この介護予防・生活支援サービス事業の支援が必要になってきた人々を対象にした事業に「訪問型サービス」の一類型として整理されています（下表の下線部）。

介護予防・日常生活支援総合事業		
一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村のすべての介護保険第1号被保険者 その支援のための活動に関わる人 	<ol style="list-style-type: none"> 介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 一般介護予防事業評価事業 地域リハビリテーション活動支援事業
介護予防・日常生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 要支援認定を受けた人（家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった人等） 基本チェックリスト該当者（体の機能が衰えはじめてきた人等） 	<ol style="list-style-type: none"> 訪問型サービス（家事手伝いなどの生活援助、体力改善に向けた相談指導や移動支援など） 通所型サービス（体操やレク、運動器の機能向上プログラムなど） その他の生活支援サービス（栄養改善のための配食、見守りなど） 介護予防ケアマネジメント（一人一人の状態や環境に応じた目標の設定、目標達成のためのサービスの選択、介護予防に向けた取り組みの継続などに対する支援）

補助の対象となる経費は？

ケース① 通院や買い物などの付き添い支援

通院や買い物等への移動を支援しますが、これは“付き添い支援”とみなされ、運営に必要な間接経費（予約の割り振りなどサービスの利用調整の人的費用）が補助（助成）の対象です。

輸送に関する直接経費（車両維持購入費、燃料代、運転者への報酬といった運転する行為への人的費用など）は補助の対象とはなりません。

また、間接経費について補助を受け、利用者から受け取る金銭が燃料代、道路通行料及び駐車場料金の範囲内であれば、道路運送法の許可または登録は不要です。



補助対象になる	サービス運営に必要な間接費（予約の割り振りなどサービスの利用調整をする人的費用）など
補助対象にならない	輸送に関する直接経費（車両リース代や車検代などの車両維持費、燃料代など）
道路運送法の扱い	利用者から受け取る金銭が燃料代、道路通行料及び駐車場料金の範囲内であれば許可・登録は不要です。

ケース② 通所型サービス等における送迎を別主体が実施する場合の送迎

通所型サービス（たとえばサロンや体操教室）や一般介護予防事業への送迎で、目的地の主催者とは異なる主体が送迎だけ支援する場合、「訪問型サービスD」となり得ます。このケースでは、間接経費のほか、送迎にかかる実費や車両購入費なども補助（助成）の対象です。

【注意】補助対象は市町村が判断することとなりますが、運送の対価が補助対象に含まれている場合には、道路運送法上の許可または登録が必要になります。



補助対象になる	<ul style="list-style-type: none"> サービス運営に必要な間接費（予約の割り振りなどサービスの利用調整をする人的費用）など 輸送に関する直接経費（車両リース代や車検代などの車両維持費、運転者への報酬といった運転する行為への人的費用など） 燃料代等送迎にかかる実費 車両購入など
補助対象にならない	上記以外
道路運送法の扱い	運送の対価を受け取った場合、許可または登録が必要となります。

福祉の制度について

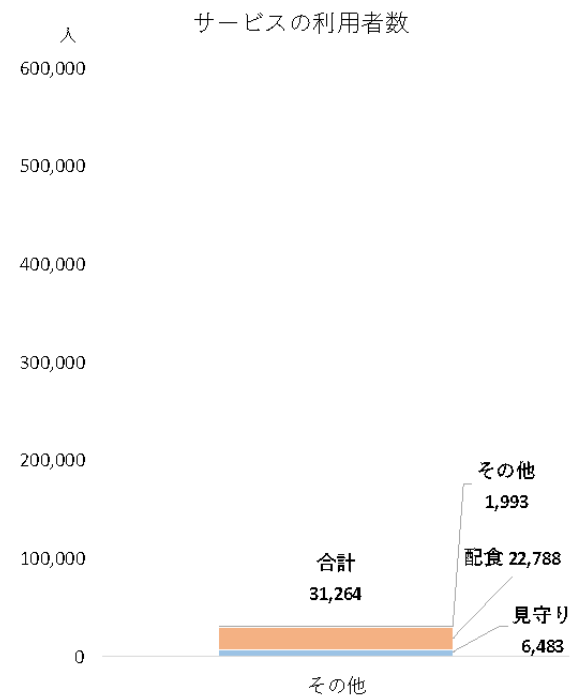
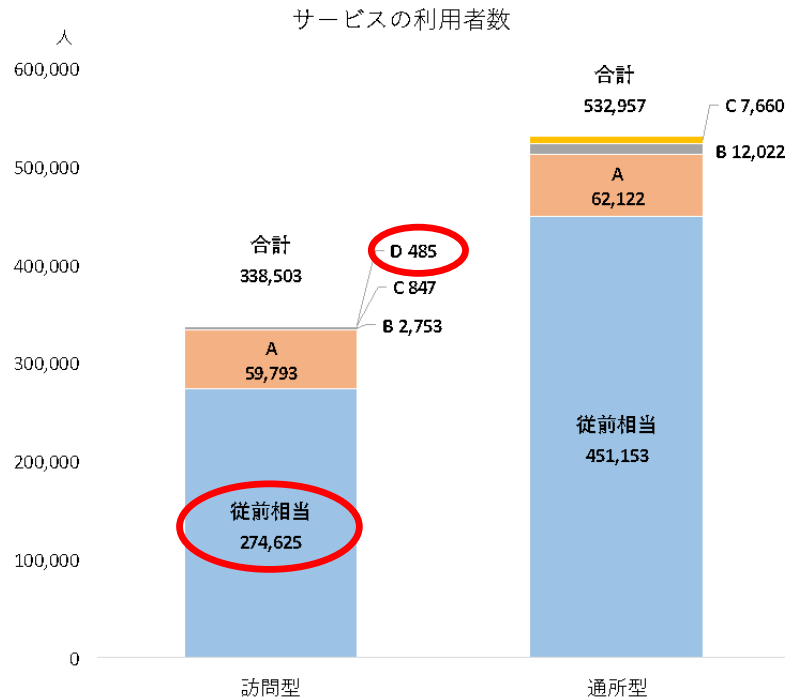
介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の
実施状況に関する調査研究事業
調査結果の概要

令和2年4月24日

1. 総合事業の実施状況

(4) サービスの利用者数

サービスの利用者は、訪問型で338,503人、通所型で532,957人、その他生活支援では31,264人である。



n= 平成31年3月の実人数を把握している市町村

訪問型					通所型			
従前相当	A	B	C	D	従前相当	A	B	C
1,249	671	198	309	32	1,254	729	146	532

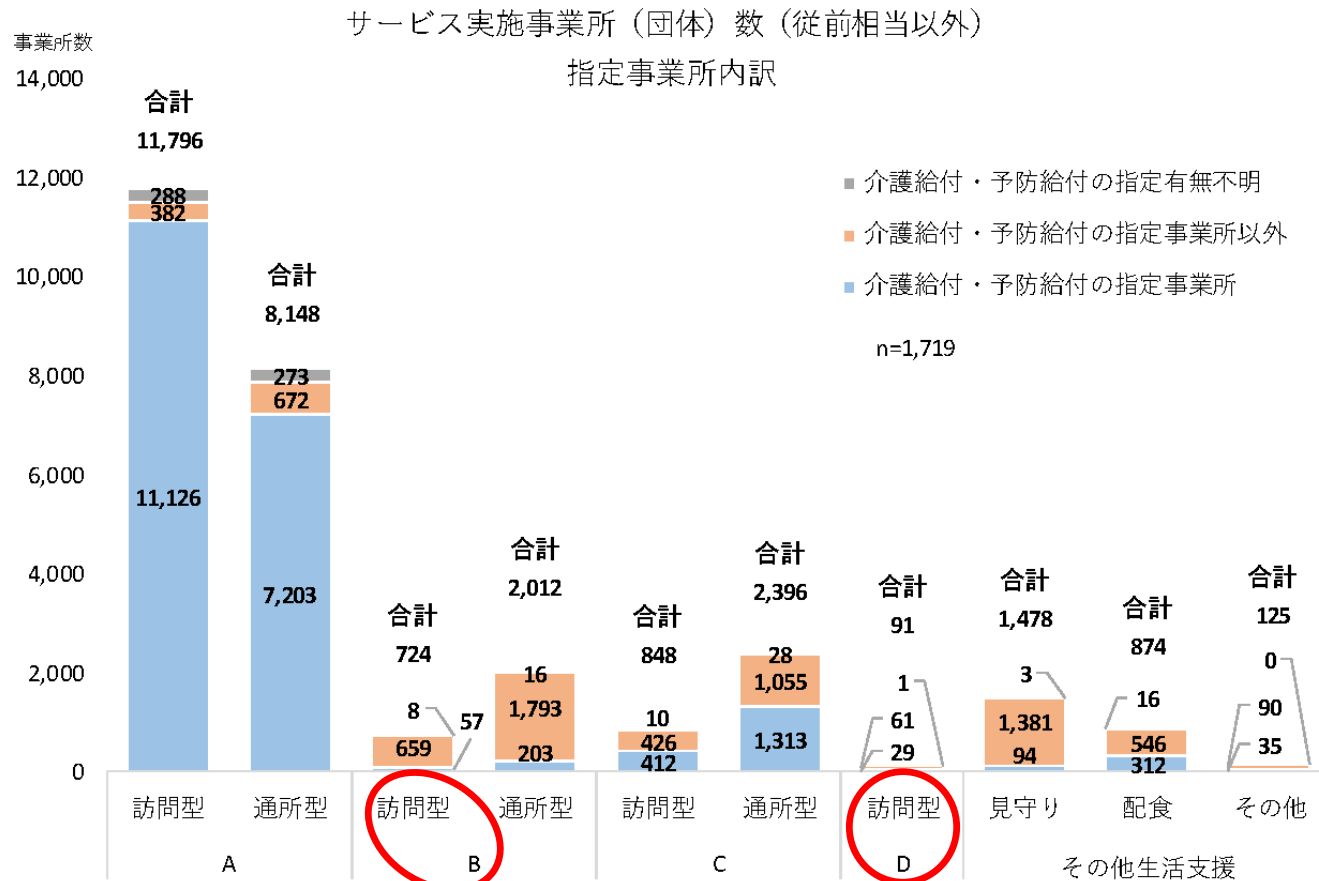
その他生活支援		
見守り	配食	その他
95	273	47

※ここでいうサービスの利用者数は、平成31年3月に実際にサービスを利用した人数（実人数）である。

1. 総合事業の実施状況

(3) サービス実施事業所（団体）数 従前相当以外の事業所（団体）数

従前相当以外のサービスの実施事業所（団体）数の指定事業所内訳を見ると、サービスAの介護給付・予防給付の指定事業所は、訪問型で11,126か所、通所型で7,203か所である。

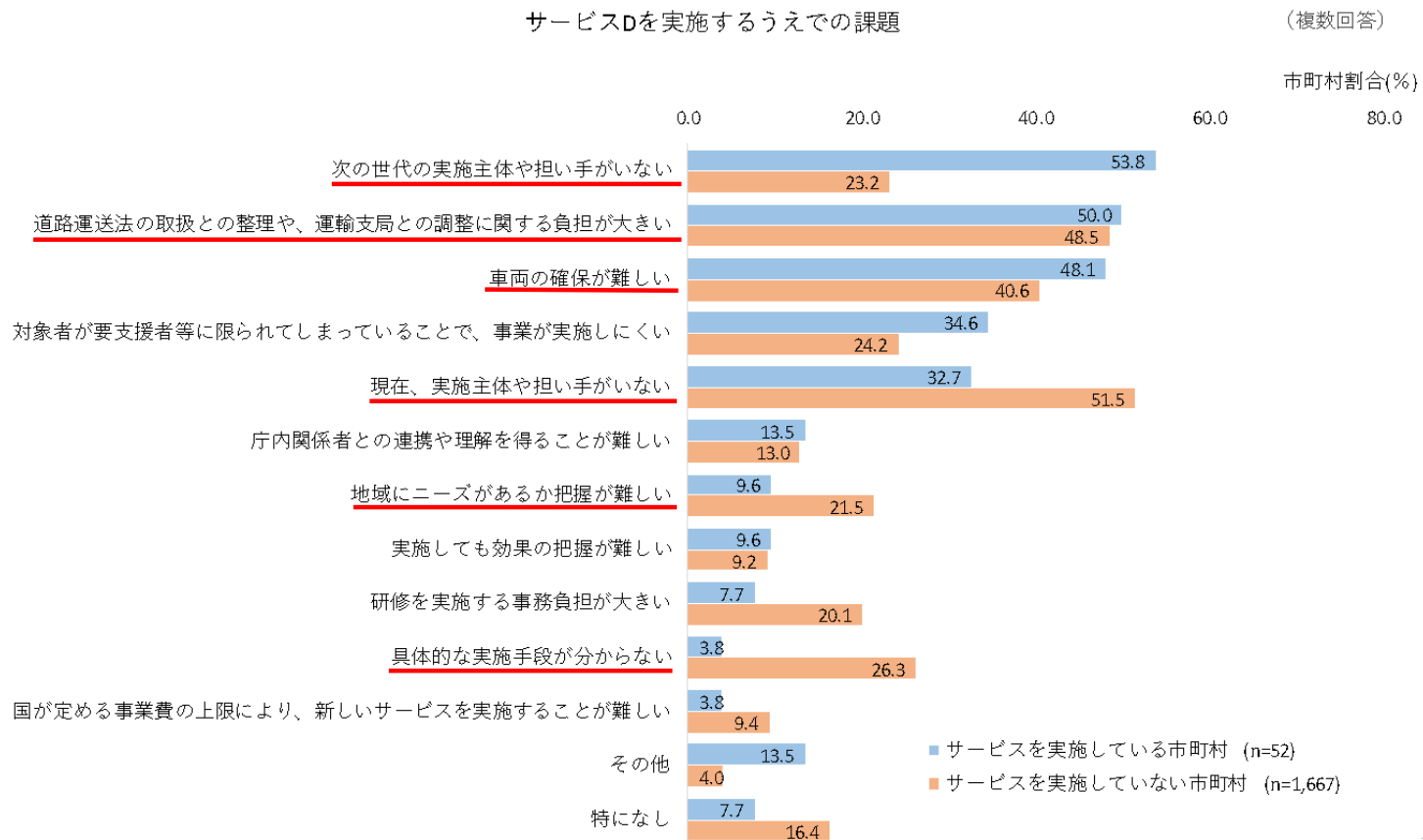


※重複を避けるため、各市町村内に所在する事業所（団体）のみを計上している。

1. 総合事業の実施状況

(5) 課題 サービスごとの課題

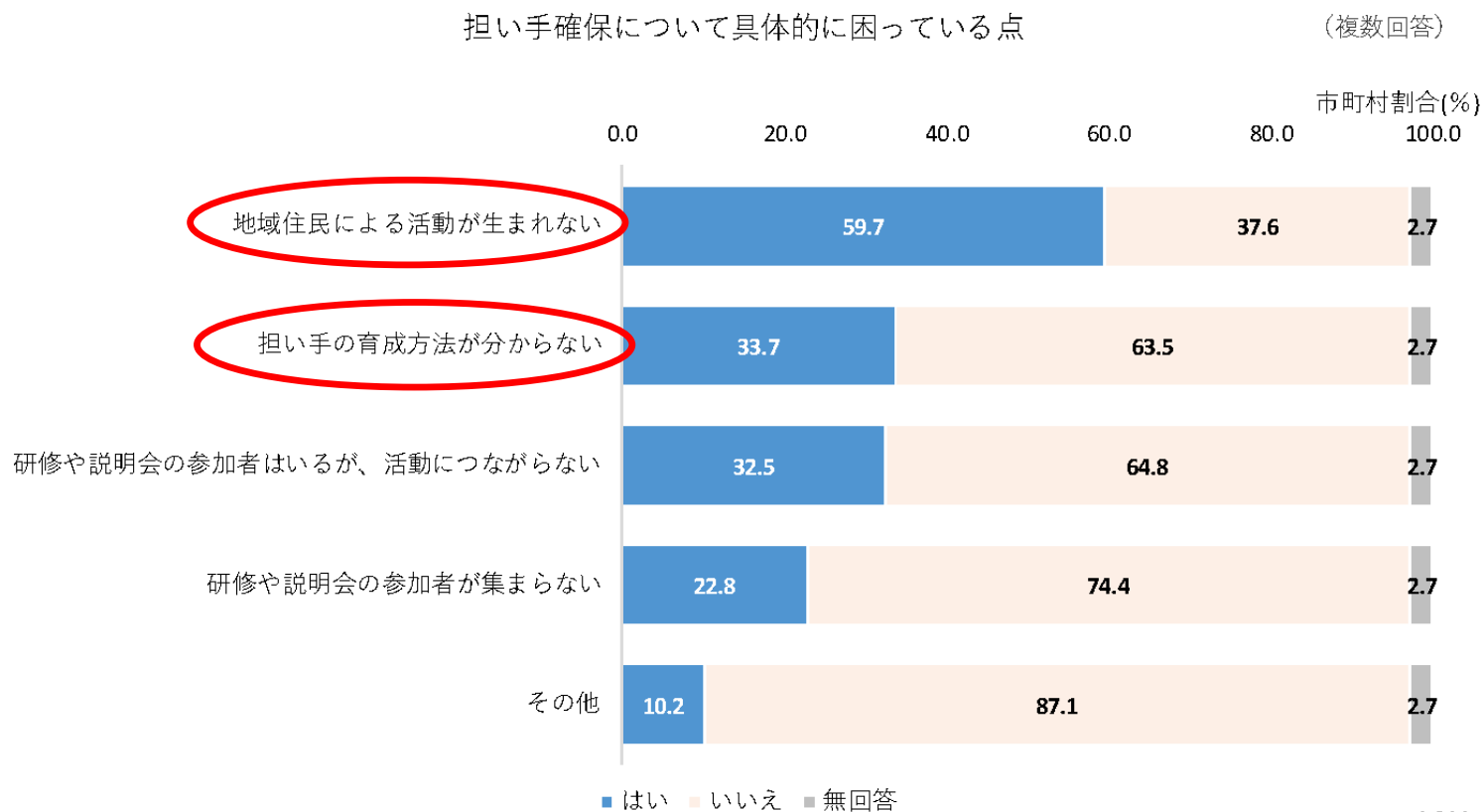
サービスDを実施するうえでの課題は、サービスを実施している市町村では「次の世代の実施主体や担い手がない」が53.8%と最も多く、サービスを実施していない市町村では「現在、実施主体や担い手がない」が51.5%と最も多い。



1. 総合事業の実施状況

(5) 課題 担い手確保について具体的に困っている点

担い手確保について具体的に困っている点は、「地域住民による活動が生まれにくい」が59.7%と最も多く、「担い手の育成方法が分からない」という市町村も33.7%にのぼっている。



(サービスの課題について「現在、実施主体や担い手がない」「次の世代の実施主体や担い手がない」と回答した市町村)

n=1,314

1. 総合事業の実施状況

(5) 課題 担い手確保のためにやっている取組み

担い手確保のためにやっている取組みは、「担い手確保のための講座の開催」が44.9%と最も多い。昨年度（平成30年度）一昨年度（平成29年度）と比較すると、実施している市町村の割合が上昇している項目が多い。

